まん延防止等重点措置区域の指定に伴う公共施設の利用について

◆段階的緩和措置後【令和３年１２月１日（水）～】

施設名	主な内容
若葉駅前出張所	○平常どおり ・開館時間　９：００～１７：３０（木曜日は９：００～２１：００）
市民活動推進センター	○一部利用制限を設けたうえで開館 ・目的外（個人の学習等）利用は不可 ・利用可能団体は１団体（利用時間は３時間以内で２２名以下） ・水分補給以外の飲食禁止
富士見市民センター 大橋市民センター 西市民センター 東市民センター 南市民センター 北市民センター	○一部利用制限を設けたうえで開館 ・施設の使用時間（９：００～２２：００）※平常どおり ・各部屋の使用時間（４時間以内）の制限廃止 ・利用上限人数の緩和 ※部屋の面積を３㎡で割った数と定員の２分の１の多い方 （面積÷4㎡　⇒　面積÷3㎡に変更） ・集会室の使用時間（９：００～１７：００の４時間）の制限廃止 ・利用団体の制限を廃止（すべて団体が利用可能） ・水分補給以外に飲食禁止
脚折児童館 上広谷児童館 大橋児童館 西児童館	○一部利用制限を設けたうえで開館 ・開館時間　１０：００～１６：００（冬時間） ・市民利用の限定を解除（市外在住者も利用可） ・入館人数制限（最大５０名）の解除 ※ただし、混雑時は制限の可能性あり ・開館時間を１日３回に分割
中央図書館 図書館分室 若葉駅前カウンター	○平常どおり開館 ・開館時間 中央９：００～１９：００　分室：９：００～１７：００ 駅前カウンター：９：００～２１：００ ・座席数（ICTコーナー、学習室含む）を平常時の７５％程度

◆まん延防止等重点措置区域指定後【１月21日（金）～】

主な内容（詳細は別添参照）
・木曜日の開館時間を９：００～２０：００までとする 【上記以外はこれまでと同様】
・施設の利用時間を２０：００までとする 【上記以外はこれまでと同様】
・施設の使用時間（９：００～２０：００） ・カラオケ、コーラスや身体的な接触を伴う利用団体を制限 ※ただし、各団体の定めるガイドラインに則った行為は除く 【上記以外はこれまでと同様】
・１回あたりの入館人数制限を最大５０名とする 【上記以外はこれまでと同様】
・駅前カウンターの開館時間を９：００～２０：００とする 【上記以外はこれまでと同様】

屋外体育施設	○平常どおり利用可 ・使用時間　18：30まで ・運動公園ナイター設備の使用制限を廃止する ※21：30まで使用可	【これまでと同様】 ※各団体に対し自粛要請を行う
屋内体育施設 （海洋センター）	○平常どおり利用可 ・使用時間　22：00まで	・使用時間を20：00までとする 【上記以外はこれまでと同様】
学校体育施設	○一部利用制限あり ・使用時間　21：30まで　※平常どおり ・登録外の学校利用を停止　※継続	・使用を休止とする ※学校の部活動の状況に合わせて対応
農業交流センター	○一部利用制限を設けたうえで開館 ・利用時間　9：00～22：00　※平常どおり ・各部屋の使用時間（４時間以内）の制限撤廃 ・利用上限人数の緩和 ※部屋の面積を３㎡で割った数と定員の２分の１の多い方 （面積÷4㎡　⇒　面積÷3㎡に変更） ・ロビー及び情報交換室を原則使用禁止 ⇒ 使用可（長時間は不可） ・原則全ての団体の活動を可能とする	・利用時間を9：00～20：00とする ・団体活動については市民センターに準じた対応 【上記以外はこれまでと同様】
老人福祉センター	○一部利用制限を設けたうえで開館 ・利用時間　9：00～16：00　※平常どおり ・風呂の人数制限（１０人）を廃止　※平常どおり ・サークル活動は平常通り可能 ・飲食については、飲み物及び食事も可 ※ただし、持参した食べ物を「貰う」「あげる」は不可	・館内での食事を不可とする（飲み物は可） 【上記以外はこれまでと同様】
女性センター	○一部利用制限を設けたうえで開館 ・利用人数を部屋の状況に応じて設定 ※ホール：５０％　軽運動室：７０％ ・開館時間は21：00まで　※平常どおり ・ホール利用（４時間以内）の制限撤廃　※平常どおり ・図書室利用（４時間以内）の制限撤廃　※平常どおり ・社交ダンス、空手等の利用制限を撤廃　※平常どおり ・第一、第二講習室はコールセンターとして使用	・開館時間を20：00までとする ・団体活動については市民センターに準じた対応 【上記以外はこれまでと同様】
運動公園・近隣公園	○平常どおり利用可（継続実施）	【これまでと同様】